

とよかわ市民協働推進計画実施施策及び実施事業評価実施要領

(目的)

第1条 この要領は、とよかわ市民協働推進計画（以下「推進計画」という。）に定める実施施策及び実施事業に係る評価（以下「評価」という。）を実施するために必要な事項を定めることにより、これらの展開過程の透明性及び客観性を確保し、より効率的かつ効果的な施策及び事業の展開を図ることを目的とする。

(評価の対象)

第2条 評価の対象とする実施施策及び実施事業は、推進計画に定める4つの基本方針に係る9つの実施施策及び当該実施施策に係る45の事業（再掲4事業を含む。）とする。

(評価の時期)

第3条 評価は、毎年度実施するものとする。

(報告書の作成)

第4条 市長は、評価の実施に当たり、とよかわ市民協働推進計画目標指標実績報告書（様式第1号。以下「目標指標実績報告書」という。）及びとよかわ市民協働推進計画事業実績報告書（様式第2号。以下「事業実績報告書」という。）を作成するものとする。

2 前項の報告書は、次の各号に掲げる報告書の区分に応じ、当該各号に定める所属が作成するものとする。

(1) 目標指標実績報告書 市民協働国際課

(2) 事業実績報告書 実施事業の所管課等

(評価の実施)

第5条 評価は、市民協働推進委員会（市民協働推進委員会設置要綱（平成15年12月16日施行）に規定する市民協働推進委員会をいう。）が、目標指標実績報告書及び事業実績報告書の内容を審議し、実施するものとする。

2 市民協働推進委員会は、目標指標実績報告書及び事業実績報告書の内容に問題点、課題等があると認めるときは、市長に対し意見を述べるものとする。

3 市民協働推進委員会は、評価をし、又は意見を述べたときは、とよかわ市

民協働推進計画実施施策評価票（様式第3号。以下「評価票」という。）により市長に報告するものとする。

（評価の公表）

第6条 市長は、評価票を市民協働国際課において市民の閲覧に供するほか、市ホームページに掲載する等して公表するものとする。

（評価結果の活用）

第7条 実施事業の所管課等は、有効な市民協働推進施策を実施するため、評価票の内容を踏まえ、事業の見直し、改善等について検討するとともに必要と認めるときは、翌年度の予算化に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

様式第2号（第4条関係）

とよかわ市民協働推進計画事業実績報告書

基本方針

実施施策

番号	事業名	担当課	概要	実績	進捗度	改善点
					前年比	

評価基準 A：順調に進捗している、B：概ね順調であるが、改善の余地あり、C：遅れている（改善が必要である。）

